

子育てを支援

入学祝金を支給します

市では、次の要件に該当する家庭に入学祝金を支給します。

該当すると思われる人には申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、期限内に提出（郵送可）してください。

※提出期限の2週間前になっても申請書が届かない場合は、問い合わせてください。

＜第3子以降の入学祝金＞

対象／今春、小学校へ入学する第3子以降の子どもを養育している父母のうち、4月1日の時点で次の要件をすべて満たす人
①1年以上前から引き続き旭市内に住民登録があり、かつ現

に居住している人

②小学校へ入学する子どものほかに、2人以上の子どもを養育している人

③市税などの未納がない人
支給額／1人に付き50,000円

支給月／4月

提出期限／3月31日(木)

＜母子家庭、両親のいない家庭への入学祝金＞

対象／今春、小学校、中学校および特別支援学校の小中学部へ入学する子どもがいる母子家庭、または両親のいない家庭で、3月1日の時点で旭市内に住民登

録があり、引き続き市内に居住見込みの人

支給額／1人に付き5,000円

支給月／3月

提出期限／3月4日(金)



＜提出・問い合わせ先＞

〒289-2595

旭市二の1920

子育て支援課子育て支援班

☎62-8012

ついに3地域でも実現

市内全域で光インターネット

市では、市内のどこからでも高速・大容量の通信サービスを利用できる環境を実現するため、区長会や商工会などと協力して、NTT東日本に働き掛けを行ってきました。その結果、3月1日(火)から飯岡地域で、3月15日(火)から海上・干潟地域で光インターネットが利用できるようになりました。

これからは市内全域で、NTT東日本の高速・大容量の通信サービスが利用できるほか、IP電話サービス、アンテナ要らずの地デジ対策や多彩な専門チャンネルを配信する映像サービスなども利用できるようになります。

※利用するには、申し込みが必要です。



＜問い合わせ先＞

NTT東日本

☎0120-116-116

市企画課情報管理班

☎62-8090

知っていましたか？

国民年金保険料の追納制度

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に保険料の全額、または一部が免除される制度などがあります。また若年層（20歳代）を対象とした納付猶予制度や、学生が対象の特例制度もあります。

これらの制度を受けた期間は、年金を受け取るために必要な支給資格期間に算入されますが、将来、受け取る年金額は、保険

料を全額納付した場合より少なくなります。

追納制度では、将来年金額が少なくならないよう、10年以内であれば、後から保険料を納付（追納）できるようにしています。将来のためにも、この制度を利用してください。

＜問い合わせ先＞

保険年金課年金班

☎62-5332

平成22年度中に追納する場合の保険料（月額）

単位：円

承認年	全額免除 納付猶予 学生納付特例	半額免除	1/4免除	3/4免除
平成12年度	15,770 (2,470)	—	—	—
平成13年度	15,180 (1,880)	—	—	—
平成14年度	14,590 (1,290)	7,300 (650)	—	—
平成15年度	14,360 (1,060)	7,180 (530)	—	—
平成16年度	14,180 (880)	7,090 (440)	—	—
平成17年度	14,220 (640)	7,110 (320)	—	—
平成18年度	14,260 (400)	7,130 (200)	3,560 (100)	10,690 (300)
平成19年度	14,300 (200)	7,150 (100)	3,570 (50)	10,720 (150)
平成20年度	14,410	7,200	3,600	10,810
平成21年度	14,660	7,330	3,660	10,990

※免除や納付猶予などの承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に追納する場合、加算額が上乗せされます。
※かっこ内の金額が保険料に含まれる加算額です。